

安全共済会 Q&A

2025/4

- 1 <共済様式>03の「代表者」とは誰の名前を書けばよいですか。また、他の報告書の「担当者」には誰の名前を書けばよいですか。

「代表者」は、その単子の代表である会長様のお名前を記入してください。また、単子が「育成会」などの登録の場合は、その中の代表できる方のお名前をお願いします。「担当者」は、書類を作成された方のお名前をお願いします。

- 2 ネット登録で入力ミスがありました。変更しようと思いましたが、入力後2ヵ月ほど経過しており訂正できなくなっていました。どうすればよいのでしょうか。

入力後30日が経過すると、訂正はできなくなります。ネット加入の場合、「苗字の変更」や「漢字の間違い」などは、ネットの個人名の「備考欄」に変更内容を記入してから保存し、上段に表示されている「お問い合わせ」をクリックして、「お問い合わせフォーム」から、変更・削除依頼の内容を入力して送信してください。しばらく後、全子連にて手続きが実施されます。詳細は、「ネット加入マニュアル変更編」をご覧ください。

書面加入の場合、削除の依頼につきましては、手引きのP15の「変更届」に必要事項を記入していただき、市子連事務局にFAXしてください。

- 3 中途退会をされる方がいるのですが、どのような手続きが必要ですか。

退会についての手続きは特に何もありません。ただし、退会されても一旦登録されれば、共済会費120円の返金はできません。ネット上の「加入者情報備考欄」に「○／○ 退会」と入力しておき、年度末のデータ移行時に削除することを忘れないようにしてください。

- 4 転出される方がいるのですが、どのような手続きが必要ですか。

転出の手続きは何もありません。新たに転出先で子ども会に加入され安全共済会に加入される場合には、転出先の単子で転入手続きがされます。ネット上の「加入者情報備考欄」に「○／○ △△地域 □□子ども会へ転出」と入力しておき、年度末のデータ移行時に削除することを忘れないようにしてください。

- 5 転出者が一人あり新たに新規で一人加入されるので、出入りの二人分を合わせて一人枠として考えれば、会費は納入しなくていいですね。

それは違います。会費はあくまでも特定の個人の登録費用ですので、枠ではありません。新規の登録ならば、新たに会費の納入が必要になります。

- 6 保護者の加入はどのようにするとよいのでしょうか。

単位子ども会や地域子ども会の役員さんはもちろんのこと、多くの保護者の方（祖父母の方も含む）に加入していただいております。加入については任意ですので各地域や単位子ども会の判断にお任せしていますが、子どもと一緒に活動していただく時に、万が一けがをされることがあるかもしれませんので、その時に備えて加入していただくことをお勧めします。なお、この安全共済は、あくまでも一人一加入ですので、お母さんのお名前に登録しているご家庭で、お父さんが代理で活動に参加してけがをされても、補償の対象にはなりません。このようなことが想定されるご家庭では、お父さんにも加入していただく必要があります。

また、4歳未満の幼児が加入するときは、保護者または祖父母・親族の方の加入が必要です。

加入者情報の入力にあたって、性別と年齢の入力は令和6年度より任意となっております。ただし、ネット登録の年齢については、システムの関係上数値を入力しないと動きません。よって、正しい年齢でなくてもよいので、大人と判断できるおおむねの年齢を入力してください。なお、小中学生や幼児については、学年相応の年齢（1年生は6歳、6年生は11歳）を正しく入力するようにしてください。

7 安全共済会における「転入」とは、どのような意味ですか。

転校してこられた＝「転入」ではありません。

同一年度内（4月～3月）に、前所属子ども会で安全共済会に加入していた方が、新たな子ども会で安全共済会に加入されることを「転入」といいます。県内からの転入は、新たに会費を納入する必要はありません。

前所属子ども会で安全共済会に加入していなかった場合や県外からの転入の場合は、新規加入という扱いになり会費120円が必要になります。

8 転校してこられた方がいます。こちらで子ども会に入られるのですが、安全共済会の手続きはどうすれば良いですか。

◎まず、前所属子ども会で安全共済会に加入していたかどうかを、保護者の方に確認してください。地域によっては、子ども会活動は行っている、自治会関係の傷害保険等に参加しているため、安全共済会に加入していない場合もあります。安全共済会に加入していたかどうかを必ず確認願います。不明な場合は、市子連事務局にお問い合わせください。

○ネット加入の場合

＝前所属で加入されていた場合＝

- ・ネット上の「加入者情報の追加登録」の画面で転入者の情報を入力し、「お問い合わせ」より「転入手続き完了」と入力し、送信してください。会費は前所属で納入済みですので振込の必要はありません。紙面での「変更届」提出の必要もありません。
- ・詳細は、「ネット加入マニュアル変更編」をご覧ください。

＝前所属で未加入の場合＝

- ・新規加入として手続きをします。ネット上で加入者データの入力、会費の納入、共済様式06の提出をお願いします。

○書面加入の場合

＝前所属で加入されていた場合＝

- ・手引きP15の「変更届」に必要事項を記入していただき、市子連事務局にFAXで送信してください。会費は前所属で納入済みですので振込の必要はありません。

＝前所属で未加入の場合＝

- ・新規加入として手続きをします。加入者名簿（共済様式03）の提出と会費の納入をお願いします。

なお、事務局で調査しても確認がとれなかった場合には、新規加入として手続きを進めていただくことになりますので、ご承知おきください。

9 ネットに登録した計画の日にちを訂正したいのですがどうすればよいのでしょうか。また、実施しなかった行事の削除はしなくてもよいのでしょうか。

行事实施の前日までならば変更ができます。年間行事登録画面において、該当行事の右端の青く表示されている「NO」をクリックすると、「年間行事の編集」が表示されますので、訂正内容を入力後保存してください。

実施されなかった行事については、報告や削除の必要はありません。

10 提出する各種様式で「地域名」や「単位子ども会番号」の入力が求められますが、必ず入力する必要がありますか。

ネット登録のシステム上で各種の情報を検索したり事務局で書類を整理したりする上で必要です。できる限り入力していただくようご協力ください。単位子ども会番号は、地域会長さんに一覧表をお渡ししてありますので、わからない場合はお問い合わせ願います。原則、番号は毎年変わることなく継続して同じものを使います。合併等で変更する必要がある場合は、事務局までご相談ください。

11 医療共済金の請求にあたって、何か条件はありますか。

補償の対象となるのは、子ども会の活動計画に基づき指導者（育成者）の管理下で行われた活動中の行事であることです。また、自宅から活動場所までの往復中也含まれます。育成者については、活動に必要な準備、各種研修会や会議への参加も対象となります。なお、登下校時については、学校の管理下にあるため、安全共済会の補償対象外です。また、交通事故は、通常自動車の任意保険を適用して治療する場合が多いので、安全共済の補償外となります。ただし、何らかの事情で健康保険等を適用して治療した分については、安全共済の補償対象となりますので、その際には市子連事務局までご連絡ください。

健康保険等を適用した医療費総額の30%(支払限度額50万円)が支払われます。岐阜市では小中学生の医療費は窓口負担がありませんので、お見舞金のような形で支払われます。ただし、総医療点数333点以下(医療共済金の額が1000円以下)の場合は、支払い対象外となります。病院にかかられた時には、診療明細書や領収書を保管しておいてください。

請求に当たっては、名簿に登録があること、該当活動が行事計画書に記載されていること、共済会費120円が支払われていることが必要です。

12 岐阜市子ども会育成連合会事務局に書類を提出する際に、メールの利用はできますか。家庭にFAXがないときはどうしたらいいですか。

申し訳ありませんが、市子連事務局では、Eメールでの書類提出を受け付けておりません。原則、持参・FAX・郵送のいずれかの方法でお願いいたします。

FAXの利用や市役所までの持参が難しい場合には、市内5か所にある「青少年会館」から、市役所の子ども会事務局に送料なしで送ることができるメール便をご活用ください。書類を封筒に入れ、宛先(社会・青少年教育課子ども会担当)及び地域名、差出人名を明記し、各青少年会館の受付にお預けください。詳細については、「安全共済会の手引き」P22をご覧ください。

13 パスワードを忘れたときや変更したいときには、どうすればよいでしょうか。

ログイン画面から「ユーザーID」を入力し、下段にある「パスワードを忘れた場合」をクリックします。「パスワードの再生成」の案内が表示されるので「OK」をクリックします。登録されているアドレスに、再設定されたパスワードの案内メールが届くので、届いたメールに記載されているパスワードを入力し、改めてログインします。ログイン後、画面上段の「単位子ども会情報」のタブを選択し、下段の「パスワード変更」をクリックします。「現在のパスワード(再設定されたもの)」「新しいパスワード(希望するもの)」「パスワード確認」を入力し、「保存」をクリックすると、パスワードの変更が完了します。セキュリティを強化するために、定期的にパスワードを変更することをお勧めします。

ただし、年度当初の初回登録で、単位子ども会情報や名簿等「前年度データの移行」をするときに、「ユーザーID」が必要です。新年度の担当者に、「ユーザーID」を確実に引き継ぐようにしてください。

14 新規登録や追加登録をした後、正しく登録できているか不安な場合には、どこかで確認することができますか。

正しく登録できているか不安なときには、市子連事務局で登録内容を確認できますので、お電話にてお問い合わせください。特に年度初めの新規登録をした後に、正しく登録できているか不安になり、単位子ども会名を少し変えて再度登録(例:サルビア子ども会→サルビア子供会)される場合があります。そうすると、同一の子ども会で三重登録されたことになり煩雑になります。誤って二重登録してしまった場合は、全子連に問い合わせて一方を削除してください。

- 15 新規登録のときに単位子ども会情報を入力しようとしたら、「この単位子ども会名はすでに使われている」ということで、うまく登録できませんでした。

岐阜市内には、同一名の単位子ども会が何組かあります。先に登録した単位子ども会が優先されますので、このような場合には少し表記を変えて（例：サルビア子ども会→サルビア子ども会2025）入力してみてください。

- 16 新規登録の単位子ども会情報入力の際に、「所属団体名」「契約者」の所は、どれを選択すればよいのでしょうか。

「所属団体名」は「一般財団法人岐阜県子ども会育成連合会」を、「契約者」は「岐阜市子ども会育成連合会」を選択してください。これを間違えると、他県や他の市町に登録されてしまうのでご注意ください。

- 17 5月31日までの行事については、登録が遅れても実施日までさかのぼって補償対象となるのでしょうか。

年度初めについては、引継ぎの関係で登録が遅れたり漏れたりする可能性があるため、5月31日までは、行事实施後でも4/1～5/31の行事を登録することができます。その登録方法については、「ネット加入マニュアル〈加入編〉」をご覧ください。また、安全共済会の初回登録手続きが済んでいなくても補償の対象となります。ただし、事故の報告は岐阜市子ども会育成連合会事務局にすみやかにしてください。6/1以降に入力した場合は、遡及補償の対象にはなりませんのでご注意ください。

- 18 事前に計画された子ども会行事であることがわかる関連資料の保管をするようにと手引きのP22にありましたが、どのような物を保管すればよいのでしょうか。

年度初めの総会等で配付された事業計画や、行事を実施するにあたって事前に会員に配付された実施計画や案内（メール等も含む）は、紙またはデータで保管願います。ネット上に登録した行事計画の内容に不備があったり、失念して登録を忘れていたりした時に、この資料が効力を発揮する場合があります。

- 19 3月12日過ぎに3月後半実施予定の行事をネット上に登録しようとしたが入力できませんでした。どのようにしたらよいでしょうか。

3月中旬には、システムのメンテナンス期間があり、それ以降は、新年度の登録に切り替わるため、ネット上で当年度分の入力ができなくなります。3月分の行事予定については、2月末までに必ずずませておくようにしてください。うっかりして登録を忘れてしまった場合は、〈共済様式〉05を利用して、書類にて行事の登録を行ってください。書類の提出先は、市子連事務局です。市役所教育委員会社会・青少年教育課まで持参するかFAXにて提出願います。

- 20 医療共済金の請求にあたって、書類の提出には期限がありますか。

- 第一報報告書は、事故の発生日からその日を含めて30日以内に提出してください。
- 医療共済金の請求権は、完治した時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時に発生します。つまり、完治していなくても事故の発生から180日を経過した後に受けた治療に対しては、医療共済金が支払われません。その際には、後遺障害共済金を請求する方法があります。
- 医療共済金の請求権が発生してから60日以内に、共済金請求の関係書類を提出します。
- 審査後特別なことがない限り、請求完了日からその日を含めて60日以内に共済金が支払われます。

- 21 単位子ども会の会長などが、地域のインリーダー活動にもかかわるような場合、安全共済会の加入は、「単位子ども会」と「インリーダー」の両方に登録する必要がありますか。

二重登録はできないので、多く参加する方に名前を登録し、名前のない方には、行事計画の活動欄に「会長 副会長も参加」のように入力して、名簿に名前はないが誰が参加するかがわかるようにしておいてください。

- 22 単位子ども会が合併するときは、どのようにすればよろしいか。

人数が多い方の単位子ども会を引き継いで、そのまま利用してください。前年度データの移行もできます。人数が少ない方については、全子連に「お問い合わせ」から削除を依頼し、そちらの分については再度入力をしてください。

- 23 初回の加入申し込みを対面で行うのはなぜですか。仕事が忙しくて時間が取れないのですが、FAXや郵送での対応は無理でしょうか。

会員数や会費の合計金額に間違いがあると、後々返金をしたり追加で入金してもらったりする必要が出てくるので、それを避けるために事前の確認をさせていただきます。予約制の対面での加入申込にご理解ください。なお、どうしても市役所の開庁時間内にお越しいただくことが難しい場合は、事務局担当までご相談ください。

- 24 3月中にネット上の登録が済んだので、初回申込の前に会費を振り込んでもいいでしょうか。

会員数や会費の合計金額に間違いがあってはいけないので、会費の振込は対面での初回申込を済ませてからにしてください。また、単位子ども会単独ではなく地域でまとめて振り込むことにご協力願います。

- 25 行事計画をネット上に登録するとき、ラジオ体操のように複数日に渡って実施する行事は、どのように入力すればよいでしょうか。

日付の欄には初日の日付だけを入れます。あとは「行事・活動名」の中に「7/21～8/10」というように書き込めば結構です。その期間内に活動しない日があっても構いません。

- 26 安全共済会の会費を振り込むにあたって、仕事の都合でなかなか銀行に行けないのですが、インターネットバンキングの利用はできますか。

ご利用いただくことは可能ですが、振込手数料や利用手数料が発生する場合は、振込側でご負担いただくことになります。振込手数料が無料になるのは、十六銀行の本支店から指定の安全共済会口座に振り込まれる時のみです。振込は、窓口および店舗内 ATM どちらも可能ですが、ATMの方が手数料が安くなりますのでご協力願います。なお、店舗外のATMの多くは、硬貨の入金ができませんのでご注意ください。

- 27 会員が死亡した時の対応は、どのようにすればよいのでしょうか。

安全共済会の死亡共済金の支払いは、子ども会活動中の事故に起因する場合のみ対象となります。ただし、岐阜県子ども会育成連合会には、安全共済会の会員（子ども・育成者）が死亡した場合、その死因が子ども会活動に関係なく、すべての方に弔慰金（ご香典）5000円が支給される制度があります。地域の中でどなたかが亡くなられた場合は、事務局までご一報ください。

なお、ネット上のお名前の登録はそのまま構いません。年度末に削除することをお忘れのないようお願いいたします。